

10月は

クリーン排水推進月間 浄化槽強調月間

浄化槽の法定検査、保守点検、定期清掃を行い、生活排水をきれいにしましょう。

浄化槽の 維持管理

浄化槽は、設置者(浄化槽管理者)が、法定検査、保守点検、浄化槽の清掃を行うことが法律で定められ、適正な維持管理をしなければなりません。

- 法定検査には、浄化槽法に基づく、7条検査と11条検査があります。
- 7条検査は、浄化槽の使用開始後3か月から8か月の間に受ける検査です。
- 11条検査は、毎年1回定期的に受ける検査で、浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われ、機能が十分発揮されているかを検査します。
- 保守点検は、浄化槽法に基づいた技術上の基準に従って行わなければなりません。具体的には、送風機やポンプの点検、汚泥の調整、消毒剤の補充などを行います。
- 清掃とは、浄化槽内に生じた汚泥、スカムなどの引き出し、洗浄、清掃などを行う作業です。清掃回数は年1回以上です。
- 下水道に接続している場合や合併処理浄化槽を設置している場合以外は、台所や風呂、洗濯で使われた水は、未処理のまま身近な側溝を経て、周辺の河川、水路などに放流され、最後には三河湾に流れ込み水質汚濁の原因になっています。平成13年4月から、新たに浄化槽を設置する場合は、合併処理浄化槽のみとなっています。また、現在、単独処理浄化槽を使用している方は、合併処理浄化槽へ転換するように努めましょう。

依頼先 ・法定検査指定検査機関／(財)中部微生物研究所(豊川市御津町赤根下川48)
☎0533-76-2228
・保守点検業者／知事の登録を受けた保守点検業者
・清掃業者／市長の許可を受けた業者 高浜衛生㈱ ☎53-0516

生活排水 対策

廃油石けん製造機の貸出…家庭から出る廃食用油を直接排水に流さないようにするため、廃食用油リサイクル粉石けん製造機など貸出事業の活用を進めています。使用申込は、5人以上のグループから受付をします。市民生活グループへお気軽に相談ください。

問合せ先 市役所市民生活グループ ☎52-1111(内線264)

○ 「アクション油ヶ淵in高浜」が開催されました ○

9月4日、「アクション油ヶ淵in高浜」が中央公民館で開催されました。水質浄化に関心のある方々が、市内外より大勢来場し、市内のボランティアグループなどによる水質浄化への取り組み発表とジョン・ギャスライト氏の講演が行われ、改めて汚れた水を流さないことの重要性を知ることができました。

